

○文化力チャレンジ補助金交付要綱

平成24年 8 月23日

京都府告示第496号

改正 平成27年 5 月12日告示第259号

平成28年 4 月 1 日告示第206号

平成30年 4 月 6 日告示第204号

平成30年 7 月31日告示第434号

平成31年 3 月26日告示第124号

令和 3 年 3 月31日告示第178号

令和 4 年 3 月31日告示第215号

令和 5 年 3 月31日告示第175号

令和 6 年 3 月22日告示第108号

令和 7 年 3 月18日告示第114号

文化力チャレンジ補助金交付要綱を次のように定める。

文化力チャレンジ補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、文化が活^いきる京都の推進に関する条例（令和6年京都府条例第31号）に基づき、文化が活^いきる京都の推進に資するため、文化に関する活動（以下「文化活動」という。）であって、営利を目的としないもの（以下「非営利文化活動」という。）を行うものに対し、当該非営利文化活動に要する経費について、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる非営利文化活動（特に知事が認める場合を除き、府内で行われるものに限る。）とする。

- (1) 次代の社会を担う子どもや青少年（以下「次世代」という。）を対象とした文化に関する公演、展示等の非営利文化活動であって、次世代による文化活動の充実又は次世代の豊かな人間性を育むことに資するもの
- (2) 次に掲げる非営利文化活動であって、地域の特色ある文化資源が相互に結び付けられ、広域的な観光及びまちづくりにおいて更に活用されることに資するもの
 - ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条第1項に規定する文化財を活用して実施する非営利文化活動
 - イ その他文化資源の魅力を高め、その魅力を国内外に発信する非営利文化活動
- (3) 広く府民が多様な文化に触れ、及び身近に親しむことができる機会を提供し、又は地域における文化に関する公演、展示等を実施する非営利文化活動であって、地域における文化活動の活性化に資するもの

(4) 前各号に掲げるもののほか、文化が活^いきる京都の推進に資すると認められる非営利文化活動(補助対象経費等)

第3条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。ただし、特に知事が必要と認める場合は、この限りでない。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費から当該補助対象事業に係る収入を減じた額に補助率を乗じて得た額及び補助限度額を比較していずれか少ない額を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 規則第5条の規定による交付申請書は、別記第1号様式とし、補助金の交付を受けようとするものは、知事が別に定める日までに当該交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとするものは、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第6条 知事は、前条第1項に規定する交付申請書を受理した場合は、事業の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、交付決定の通知を行うものとする。

(変更申請)

第7条 規則第9条の規定により知事の承認を受けなければならない変更(知事が別に定める軽微な変更を除く。)の申請は、別記第2号様式によるものとする。

2 知事は、必要に応じ、前項の承認に条件を付することができる。

(実績報告)

第8条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第3号様式とし、第6条の規定による補助金の交付の決定を受けたもの(以下「補助事業者」という。)は、補助金対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は知事が別に定める日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定後に補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、別記第4号様式による報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部

又は一部の返還を命じることができる。

(書類の整備)

第10条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年8月23日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、平成27年5月12日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月6日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、平成30年7月31日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年告示第178号)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

2 この告示による改正前のそれぞれの告示の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、この告示による改正後のそれぞれの告示の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
<p>報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、原材料費その他補助対象事業の実施に要する経費。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <p>(1) 人件費、団体運営費その他の経常的な経費 (2) 個人への給付を目的とした経費 (3) 食糧費 (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、補助対象経費として不適当と知事が認める経費</p>	<p>3分の2（京都市内で行われる補助対象事業にあつては、2分の1）以内</p>	<p>200千円</p>

年 月 日

京都府知事 様

申請者 所在地

名称

代表者職氏名

年度文化力チャレンジ補助金交付申請書

文化力チャレンジ補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 事業の名称

- 2 補助金交付申請額
金 円

- 3 事業計画書
別紙1のとおり

- 4 事業収支予算書
別紙2のとおり

- 5 添付書類
事業の内容が分かる資料

事業計画書

1 申請者の概要

申請者の氏名又は名称		
連絡先	担当者名	E-mail :
	TEL()	FAX()
過去の活動実績		

2 事業内容等

事業の名称		
事業内容	趣旨	
	日時	
	会場	
	参加見込人数	
	内容	
事業実施により見込まれる効果		
事業の持続可能性		

3 補助金交付申請額

(単位：円)

補助対象経費 (A)	
当該補助対象事業に係る収入 (B)	
差引額(A-B) (C)	
C × 補助率 (D)	
補助限度額 (E)	
DとEのいずれか少ない額 (F)	
補助金交付申請額 (G)	

注 1 A欄は、別紙2の2の「補助対象経費」の「補助対象経費計(i)」欄の額を記入してください。

2 B欄は、別紙2の1の「市町村等補助金」欄と「補助対象事業に係る収入」欄の合計の額を記入してください。

3 D欄は、1円未満の端数を切り捨てた額を記入してください。

4 G欄は、F欄の額の1,000円未満を切り捨てた額を記入してください。

事業収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	内 訳
府 補 助 金		
市 町 村 等 補 助 金		
補 助 対 象 事 業 に 係 る 収 入		
自 己 資 金		
そ の 他		
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	内 訳
補 助 対 象 経 費	報 償 費	
	旅 費	
	需 用 費	
	役 務 費	
	委 託 費	
	使 用 料	
	原 材 料 費	
	補助対象経費計(i)	
補助対象外経費(ii)		
合計(i + ii)		

- 注 1 1の「合計」欄の額と2の「合計(i + ii)」欄の額は、一致させてください。
 2 「補助対象経費」欄の区分については、適宜行を追加して記載してください。

京都府知事 様

申請者 所在地

名称

代表者職氏名

年度文化力チャレンジ補助金事業変更承認申請書

年 月 日付け京都府指令第 号により交付決定のあった上記事業を下記のとおり変更したいので、文化力チャレンジ補助金交付要綱に基づき承認を申請します。

記

1 事業の名称

2 変更の理由

3 変更の内容

変更前	変更後

4 添付書類

- (1) 変更後の事業計画書(別記第1号様式の別紙1に準じて作成してください。)
- (2) 変更後の事業収支予算書(別記第1号様式の別紙2に準じて作成してください。)
- (3) その他変更後の事業の内容が分かる資料

京都府知事 様

事業者 所在地
名称
代表者職氏名

年度文化力チャレンジ補助金実績報告書

年 月 日付け京都府指令第 号により交付決定のあった上記事業について、下記のとおり実施しましたので、文化力チャレンジ補助金交付要綱に基づき報告します。

記

1 事業の名称

2 補助金の交付決定額及び精算額

補助金交付決定額	金	円
補助金精算額	金	円

3 事業実績書

別紙1のとおり

4 事業収支決算書

別紙2のとおり

5 添付書類

- (1) 補助事業の実施状況を示す写真
- (2) 経費の支出を確認することができる資料
- (3) その他事業の内容が分かる資料

事業実績書

1 事業の概要

事業の名称		
実施した事業内容	日時	
	会場	
	参加人数	
	内容	
事業の効果		
事業の長期的な展望		

2 補助金精算額

(単位：円)

補助対象経費 (A)	
当該補助対象事業に係る収入 (B)	
差引額(A-B) (C)	
C × 補助率 (D)	
補助限度額 (E)	
DとEのいずれか少ない額 (F)	
補助金精算額 (G)	

注 1 A欄は、別紙2の2の「補助対象経費」の「補助対象経費計(i)」欄の決算額を記入してください。

2 B欄は、別紙2の1の「市町村等補助金」欄と「補助対象事業に係る収入」欄の決算額の合計の額を記入してください。

3 D欄は、1円未満の端数を切り捨てた額を記入してください。

4 G欄は、F欄の額の1,000円未満を切り捨てた額を記入してください。

事業収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	決 算 額 の 内 訳
府 補 助 金		
市 町 村 等 補 助 金		
補 助 対 象 事 業 に 係 る 収 入		
自 己 資 金		
そ の 他		
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	決 算 額 の 内 訳
補 助 対 象 経 費	報 償 費	
	旅 費	
	需 用 費	
	役 務 費	
	委 託 費	
	使 用 料	
	原 材 料 費	
	補助対象経費計(i)	
補助対象外経費(ii)		
合計(i + ii)		

- 注 1 1の「合計」欄の額と2の「合計(i + ii)」欄の額は、一致させてください。
 2 「補助対象経費」欄の区分については、適宜行を追加して記載してください。

年 月 日

京都府知事 様

申請者 所在地
名称
代表者職氏名

年度文化力チャレンジ補助金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定のあった上記補助事業に関する 年度消費税及び地方消費税の額について、下記のとおり確定しましたので、文化力チャレンジ補助金交付要綱に基づき、報告します。

記

- 1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額）

円

- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

- 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額

円

- 4 補助金返還相当額（3－2）

円

注 別紙として、積算の内訳書を添付してください。